

農商工等連携関連2法案について

～ 農林水産業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現～

企業規模や業種、地域によって景況に格差がみられる中、**地域経済を支える中小企業者や農林漁業者**のそれぞれの強みを活かした取組による活性化が重要。

食品製造業等の農林水産関連産業は、**地域経済の基軸**であり、これを中核とする産業集積の早急な活性化が重要。

農林水産業と商業・工業等の産業間連携(農商工等連携)を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備。

I. 農商工等連携促進法案

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案)

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援。

- ・国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う公益法人・NPO法人もあわせて支援。

II. 企業立地促進法改正法案

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案)

農林水産関連産業の企業立地等を進め、産業集積の形成等を促進するための支援策等を追加。

- ・都道府県知事から企業立地又は事業高度化に関する計画の承認を受けた場合に、農林水産関連産業の企業立地に対する税制、小規模企業の設備投資への無利子融資、食品流通関連の事業資金の債務保証等の支援を追加。

法的枠組みの整備のほか、農商工等連携関連予算として、200億円超(平成20年度予算案)を措置。(農水省・経産省合計)